一から七六の五まで、七七の一から七七の五まで、七八の一、七八の二、七九から八五まで、八七から九八まで、一〇九から一一二まで、一一七、一一八、字梨木沢一、五から七まで、九の一、九の二、一〇、字前山二、一二の一、一二の二、一三、一四、二一、二二の一、二二の二、二三、二四、字小屋ノ沢一から七まで、九から二二まで、字釜場四、五、字蕨平一の二、四の一、四の二、字鍋沢一から七まで、字御判塚四、字田ノ入九の一、一一の一、一二の一、一三の一、大信隈戸字瀧ノ沢五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

弓内二一の一九、二一の三八、本沢七の三、不動山一一の一（次の図に示す部分に限る。）、一一の二、字天王山五〇・五五・六四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五一から五四まで、字蒔ノ内三五、三六の一から三六の五まで、五七、五八の一、五八の二、六一、六二の一から六二の六まで、六三の一から六三の四まで、六四の一、六四の二、七一の一から七一の四まで、七二の一から七二の四まで、七三の一から七三の四まで、七四の一から七四の六まで、七五の一から七五の四まで、七六の一から七六の五まで、七七の一から七七の五まで、七八の一、七八の二、九四から九七まで、一〇九から一一二まで、字前山二、字小屋ノ沢九から一二まで、一五、一六、一八、一九、二一、二二、字鍋沢一、七、字御判塚四、字田ノ入九の一、一一の一、一二の一、一三の一、字瀧ノ沢五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県喜多方市岩月町入田付字杉山上山八二五七

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県大津市坂本本町字比叡山四二四四の一〇から四二四四の一三まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字比叡山四二四四の一〇、四二四四の一二、四二四四の一三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県長浜市小一条町字穴伏一の八から一の一三まで、一の一六から一の一八まで、一の二〇、一の二一、字須賀摩二〇の一、二〇の四、二〇の七から二〇の二二まで、字蝉谷二六の一、二六の三一から二六の三八まで、字平林五八の一から五八の一〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県多可郡多可町加美区清水字崎船山六五三の三九・六五三の六九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六五三の一四、六五三の一五、六五三の五〇、六五三の五四、六五三の六八、六五三の七一、六五三の八二、六五三の八三、六五三の八五から六五三の八八まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県篠山市追入字奥坪一〇九六から一一〇〇まで、一一〇一の一、一一〇一の二、一一〇二、一一〇三の一から一一〇三の三まで、一一〇四の一、一一〇四の二、一一〇五の一から一一〇五の三まで、一一〇六、一一〇七の一、一一〇七の二、一一〇八、一一〇九の一から一一〇九の六まで、一一一〇の一、一一一〇の八、一一一〇から一一一二まで、一一一五、一一三〇、一一三二、一一三三の一、一一三三の五、一一三三の六、一一三三の八から一一三三の一〇まで、一一三三の一七まで、一一三三の二〇から一一三三の二二まで、一一三九から一一四九まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）